

岡山県農業経営相談所事務処理要領

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

平成30年8月1日 施行

令和元年6月5日 改正

令和3年4月7日 改正

第1 目的

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「財団」という。）が行う、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知、以下「国実施要綱」という。）に基づく農業経営者サポート事業については、国実施要綱のほか、岡山県が定める農業経営相談所事務手続（令和3年4月6日制定、以下「県事務手続」という。）により実施するが、その円滑な実施を行うため、財団の事務処理要領を定める。

第2 農業経営相談所の設置

財団は、関係機関と連携し、農業経営等に関する相談体制として「岡山県農業経営相談所（以下「相談所」という。）」を設置し、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、経営相談・診断、専門家の派遣・研修会の開催等を行うとともに、就農希望者の円滑な就農を促進するため、情報の収集・提供、相談対応、相談会の開催等を行う。

第3 事業の推進体制

（1）連携会議の開催

相談所は、農業団体、商工団体、普及組織等が連携して農業経営に関する相談に応じられる体制を整備するため、岡山県農業経営相談所連携会議（以下「連携会議」という。）を開催する。

（2）専門家の登録・派遣

相談所は、専門性の高い経営アドバイス及び経営課題の解決に向けた総合調整を図るため、専門資格を有する者、学識経験者及び実務経験者を専門家として登録し、経営概要の把握、経営状況の診断、経営戦略の策定を行う専門家リーダー及び経営戦略の実現に向けた伴走支援を実践する専門家支援チームの派遣等を行う。

第4 事業の内容

相談所は、県事務手続に定める目的の達成のため次の事業を行う。

（1）経営戦略会議の開催

（2）相談窓口の設置

（3）重点指導農業者の決定

（4）専門家リーダーの派遣

（5）専門家支援チームの編成及び派遣

- (6) 農業経営者等を対象とした経営相談事業
- (7) 就農希望者等を対象とした就農相談事業
- (8) 広報を目的としたリーフレット、ホームページ等を活用した情報発信
- (9) 気象災害等により影響を受けた農業経営者に対する営農継続、営農再開等に向けた相談対応
- (10) 新型コロナウイルス感染症により影響を受け、又は受けるおそれがある農業経営者に対する経営継続等に向けた相談対応
- (11) その他

第5 経営戦略会議の開催

経営戦略会議は、連携会議構成団体の担当者が参加する全体会議の他、担い手等の経営課題の内容に応じて関係団体、専門家のみの会議、または書面による会議等により開催する。

第6 相談窓口の設置

岡山県立青少年農林文化センター三徳園に相談窓口を設置するとともに、サテライト窓口を財団事務局及び県下各農業普及指導センター(以下「普及センター」という。)に設置し、相談があったときは担当の職員が経営課題等の相談を受け付け、相談概要、対応、支援内容等を「相談者カルテ」に記録し、相談者を重点指導農業者として支援する必要があると判断したときは相談所に報告するとともに、必要に応じて連携会議構成団体等と情報共有し支援する。

第7 重点指導農業者及び重点指導相談者の決定

県事務手続4の(3)に規定する重点指導候補者については、経営戦略会議の審議を経て、重点指導農業者に決定する。

相談所は、重点指導農業者を決定した際は、速やかに、重点指導農業者本人、選定した普及センター、関係団体及び県農産課へ通知する。

第8 専門家リーダーの派遣

(1) 専門家リーダーの決定

相談所は、重点指導者の経営診断等を行い課題の明確化等を行うため、必要に応じて専門家の中から専門家リーダーを経営戦略会議において決定する。

(2) 専門家派遣日程の調整

重点指導者への専門家リーダーの派遣に際しては、普及センター及び関係団体において経営診断等の日程を調整し、相談所に報告する。

(3) 専門家派遣日程の通知

相談所は、前項に基づき、派遣日程の報告があり次第速やかに、派遣する専門家、重点指導農業者本人、選定した普及センター、関係団体及び県農産課へ通知する。

(4) カルテ等の作成

派遣された専門家リーダーは、「相談カルテ」を作成するものとし、必要に応じて、

参考資料を作成する。

また、派遣された専門家は、別に定める活動報告をしなければならない。

第9 専門家支援チームの編成及び派遣

(1) 専門家支援チームの編成

相談所は、専門家リーダーが作成した相談カルテ等による経営戦略の実現に向け、経営戦略会議において専門家支援チームを編成する。

この際、派遣された専門家リーダーは、重点指導者の課題に応じた支援チーム員の人选について積極的に協力しなければならない。

なお、相談所は、専門家支援チームの派遣を決定した際は、速やかに、重点指導農業者本人、選定した普及センター、関係団体及び県農産課へ通知する。

(2) 専門家支援チーム派遣日程の調整

重点指導農業者への専門家支援チームの派遣に際しては、普及センター及び関係団体等において派遣日程を調整し、相談所に報告する。

(3) 専門家支援チームの派遣

相談所は、前項に基づき、派遣日程の報告があり次第速やかに、派遣する専門家、重点指導農業者本人、選定した普及センター、関係団体及び県農産課へ通知する。

派遣された専門家支援チームは、専門家リーダーを中心に重点指導農業者に対して、具体的な経営戦略見直し案を作成するなど伴走支援の取組を実施する。

第10 セミナー、研修会、相談会等の開催

相談所は、農業経営者等を対象に、施策・制度の概要、経営改善（農業経営の法人化、経営継承など）の取組事例、財務・税務、労務管理、経営継承など農業経営力の向上に資する研修会等を実施するとともに必要に応じて専門家による相談会を開催する。

また、就農希望者に対する就農情報の提供、就農相談、就農相談会等を開催する。

第11 その他

その他必要な事項は、関係者協議の上、決定する。